三重県の産業廃棄物対策の現状と取組

三重県環境生活部廃棄物対策局

はじめに

三重県は、2012年４月に「みえ県民力ビジョン」及びその行動計画（2012～2015年度）を策定し、廃棄物対策を含む各施策や緊急課題解決プログラム等を定めています。

県では廃棄物対策に関する施策を推進することとし、目標年次（2015年度末）において、従来の再使用・再生利用の取組に加えて、排出事業者責任の一層の徹底や県民の皆さんの環境配慮に関する意識醸成、さまざまな主体の連携による地域での廃棄物（生ごみ等）の循環利用を図ることによって、焼却や埋立処分される廃棄物が減少していること、また、産業廃棄物の不適正処理に対する監視指導の強化と、地域自らによる監視の取組が広がることによって不法投棄を許さない社会づくりが進むとともに、過去の不適正処理事案を迅速に是正されてきていることを目標としています。

また、地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクトを緊急課題解決プログラムと位置づけ、行政代執行による事案の是正推進や排出事業者の処理責任の徹底の事業を進めることとしています（図１）。

実践取組 1　**地域の暮らしの安全・安心を取り戻すため、過去に不法投棄された産業廃棄物について、国の支援を得て、行政代執行による環境修復を進めます。**

「不適正処理事案」を早期に解決するために

1　行政代執行による事案の是正推進

① 措置命令が履行されない不適正処理事案のうち、四日市市大矢知・平津事案等の４事案について、行政代執行による環境修復事業に着手します。

② これらの事案やその他の主要な事案も含め、現場の周辺環境を継続的にモニタリングして住民の安全・安心を確保します。

実践取組の目標	2011（現状）	年次計画			
		2012	2013	2014	2015
不適正処理事案における支障除去の着手件数	１件	３件	４件	４件	４件

実践取組 2　**産業廃棄物の不適正な処理を未然防止するために、産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の過程において、排出事業者がより確実に自らの処理責任を果たすための体制を確保します。**

「新たな不適正処理事案の発生」を防止するために

1　排出事業者の処理責任の徹底

① 偽造・不正が行われにくく、廃棄物の処理過程が把握でき、かつ不適正処理があった場合にも責任追及ができる電子マニフェストの普及を促進します。

② 優良な処理業者の育成・活用により、不適切な処理を行う業者を排除し、産業廃棄物の適正処理を促進します。

実践取組の目標	2011（現状）	年次計画			
		2012	2013	2014	2015
処理責任の徹底に取り組む多量排出事業者の割合	０％（10年度実績）	３％（11年度実績）	１０％（12年度実績）	２０％（13年度実績）	３３％（14年度実績）

図１　産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト

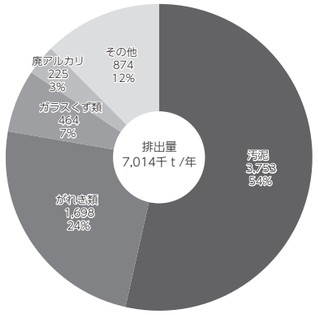


図２　種類別の排出量（2008年度）

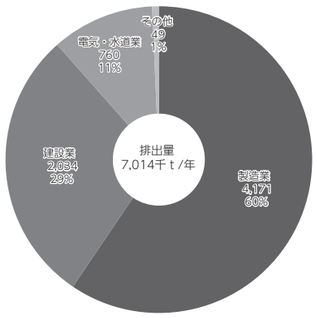
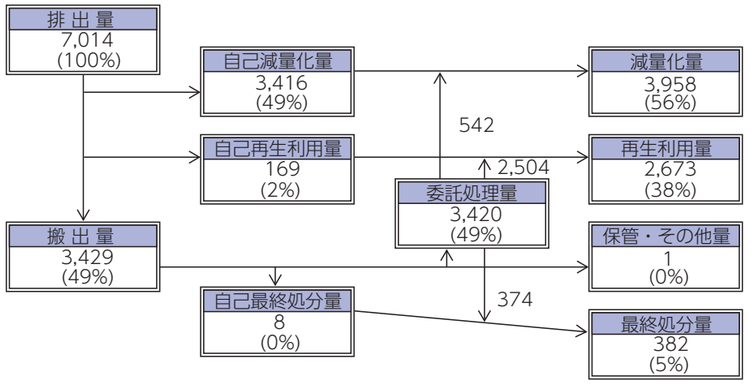


図３　業種別の排出量（2008年度）



（単位：千ｔ／年）

（注）千トン未満を四捨五入しているため、総数と個々の合計とは一致しないものもあります。

図４　処理状況の概要（2008年度）

１．産業廃棄物の現状

（１）　産業廃棄物の排出状況

2008年度での産業廃棄物の排出量は701万４千トン（農業と鉱業分を除く）となっています。

排出量を種類別（図２）にみると、汚泥が375万３千トン（54％）と最も多く、次いでがれき類が169万８千トン（24％）となっており、この２種類で全体の78％を占めています。また、排出量を業種別（図３）にみると、製造業が417万１千トン（60％）と最も多く、次いで建設業が203万４千トン（29％）、となっており、この２種類で全体の89％を占めています。

産業廃棄物の処理状況（図４）については、排出量701万４千トンのうち再生利用量は38％にあたる267万３千トンで、減量化量は395万８千トン（56％）、最終処分量は38万２千トン（５％）となっています。

（２）　産業廃棄物処理業者・産業廃棄物処理施設の許可状況

2012年度末現在の産業廃棄物処理業者の許可件数は4,808件、特別管理産業廃棄物処理業者の許可件数は591件となっています。このうち優良産廃処理業者の認定件数は135件であり、県内事業者分は36件です。

また、廃棄物処理法の許可を受けた産業廃棄物処理施設は、中間処理施設が541施設、最終処分場が33施設（うち17施設が埋め立て中）となっています。なお、中間処理施設は、木くず又はがれき類の破砕施設が208施設と最も多く、次いで汚泥の脱水施設の162施設となっています。

２．産業廃棄物対策の推進

（１）　産業廃棄物の適正処理の確保

産業廃棄物の適正処理を進めるためには、処理体制の整備とそれに基づく適正な処理の実施が求められることから、電子マニフェストの普及を促進するなど排出事業者の処理責任の徹底を図るとともに、優良産廃処理業者の育成・活用や最終処分場の整備などを促進することとしています。さらに、処理困難物である高濃度ＰＣＢ廃棄物について、適正保管及び適正処理の指導を行うとともにＰＣＢ特別措置法に定める処理期限までの処分完了に向けた取組を進めます。

①　排出事業者の処理責任の徹底

県では、産業廃棄物の不適正な処理事案を新たに発生させないよう、2012年度から、排出事業者がより確実に自らの処理責任を果たすため、年間500トン以上の排出事業者（多量排出事業者）を主対象として、電子マニフェストや優良産廃処理業者の利活用を働きかけています。

2012年度末時点において、多量排出事業者590社のうち、電子マニフェストと優良産廃処理業者の両方を活用する事業者は155社（26％）であり、その割合を2015年度には50％に引き上げるよう、引き続き事業の推進を図っていくこととしています。

②　公共関与による管理型処分場の整備

北勢地域を中心とした県内企業の産業廃棄物の適正処理を進めるため、廃棄物処理センターによる最終処分場整備（埋立容量165万㎥）に対して財政支援を行っており、2012年12月に一部供用を開始し、本年度末に整備を完了することとしています。

（2）　産業廃棄物の３Ｒの推進

産業廃棄物の３Ｒを進めるためには、排出事業者等と行政の連携による取組が必要であることから、排出事業者における排出抑制等を促進するための計画的な取組や着実な実施の支援を進めるとともに、県において民間事業者のバイオマス系廃棄物の再資源化に関する取組などを行うこととしています。

①　排出事業者の排出抑制等の促進

県では、多量排出事業者に対し、廃棄物管理に関する自主的な取組を促進するとともに、産業廃棄物の処理に係る管理体制の構築や排出抑制等に関する適正管理計画の策定と同計画の着実な実施を求めています。

また、産業廃棄物税（2011年度税収額：２億２千万円）を活用し、排出事業者による排出抑制等の研究・技術開発に対する支援を行っています。

②　バイオマス系廃棄物等の再資源化の促進

廃棄物の再資源化に向けてバイオマス系廃棄物の循環利用を進める必要があることから、バイオマス資源化ビジネスの確立を目指して、モデル事案における事業スキームの検討を行っています。

また、リサイクル製品の利用推進のため、認定リサイクル製品（2012年度末で91製品）の品質や安全性の確保に努めるとともに、県の公共工事等における使用・購入に努めています。

（3）　産業廃棄物処理に関する監視強化と不適正処理事案に対する是正の推進

産業廃棄物の適正処理を確保するため、産業廃棄物処理に対して監視指導を行い、不適正な処理の未然防止を徹底するとともに、指導に従わない行為者には厳正に対処しています。また、生活環境保全上の支障やそのおそれがある不適正処理事案については、措置命令を発出するなど適正に是正措置が講じられるよう原因者に対する履行指導を行い、原因者による措置が困難な場合には支障の程度を踏まえた上で、関係者との連携のもと行政代執行による是正措置を行うこととしています。

①　監視指導の強化

産業廃棄物処理施設等に対して立入検査を実施（2012年度は4,561件）し、違反行為には厳正な指導を行いました。監視指導にあたっては、優先順位の設定による効率的な実施及び迅速な是正措置を求めるとともに、監視カメラの配備、監視パトロールの民間委託、事業者や地域団体との連携など間隙のない監視活動を行っています。

②　不適正処理事案の是正措置

生活環境保全上の支障等が生じている４つの産業廃棄物の不適正処理事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）については、産廃特措法による国の支援を得て、2022年度までの完了に向けて恒久対策を実施していくこととし、各事案の取組を進めます。

付記

昨年は20年に一度の神宮式年遷宮が行われ、本年は熊野古道世界遺産登録10周年となっています。本県では、「観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです～」を行っています。ぜひ、三重県にお越しください。

平成26年度環境省予算（案）の概要
（大臣官房廃棄物・リサイクル対策部抜粋）

環境省

環境省は平成26年度環境省予算（案）の概要を12月に公表しました。
そのうち、大臣官房廃棄物・リサイクル対策部に係る事項を抜粋し、その概要をまとめました。

Ⅰ．東日本大震災からの復旧・復興

２．汚染廃棄物の処理の加速化

福島県の汚染廃棄物対策地域内の廃棄物や、その他の県も含めた放射性物質により汚染された指定廃棄物について、国の責任において処理を着実に進めるとともに、そのために必要な環境整備を行う。また、市町村等が行う稲わら、牧草等の農林業系廃棄物の処理を促進する。

【主な予算措置】　百万円

・放射性物質汚染廃棄物処理事業（＊）
133,012（97,100）

４．東日本大震災の教訓を踏まえた防災・減災

南海トラフ巨大地震等を念頭に、東日本大震災の経験を踏まえ、環境面からの防災・減災対策に取り組む。具体的には、廃棄物処理施設の防災拠点機能の強化、災害廃棄物の広域処理体制の確保とそれに必要な仮置場の整備、資材等の備蓄情報の集約等、災害に強い廃棄物処理システムの構築を進める。

【主な予算措置】　百万円

・循環型社会形成推進交付金（公共）（浄化槽分を除く）　44,546（35,448）
＜うち復興特会計上（＊）10,231（8,194）＞
【25年度補正】60,423
・循環型社会形成推進交付金（公共）（浄化槽分）
8,421（ 8,421）
・大規模災害発生時における廃棄物処理体制検討事業
【25年度補正】240
・（新）浄化槽情報基盤強化推進事業費
16（ 0）

（注）（＊）を付した事業は、東日本大震災復興特別会計において、復興庁一括計上の事業として要求

Ⅱ．低炭素、循環、自然共生を同時達成する社会の創造

１．低炭素社会の実現

（１）低炭素社会の実現に向けた未来への投資

②未来のあるべき社会・ライフスタイルを実現する技術イノベーション

未来のあるべき社会システム・ライフスタイルを描き、その実現のためのツールとなる技術を開発・実証して社会に組み込むことにより、社会やライフスタイルの変革を促進する。具体的には、将来の規制等地球温暖化対策の強化や少ないエネルギー消費でも豊かなライフスタイルを実現するための技術開発・実証を推進するとともに、CO_2削減効果等の評価・検証を充実・強化する。

また、火力発電をゼロカーボンにする大きな可能性を持つ二酸化炭素の回収・貯留（CCS）の導入に向けて、貯留適地の調査を行うとともに、環境に配慮し、かつ我が国に適した効率的なシステムを検討する

【主な予算措置】　百万円

・エネルギー起源CO_2排出削減技術評価・検証事業　4,000（ 2,580）

（２）地域から世界まで低炭素社会を展開

①地域主導の魅力あふれる地域づくり

低炭素な地域づくりの鍵は、地方公共団体実行計画の充実や同計画に基づく事業の着実な実施に

加え、低炭素であることが経済性や防災性等地域の価値向上にもつながるように相乗効果を持たせることにある。そのような特徴のある尖った取組を行う先進地域を中心に支援を進め、その横展開を図る。

特に平成26年度からは、尖った取組を行う中小自治体の事業化支援、地域主導による先導的な低炭素・循環・自然共生社会の創出、エコタウン等におけるCO_2削減の促進等に新たに取り組む。

【主な予算措置】 百万円
・（新）先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業 5,300 (0)

②アジア太平洋地域における日本のリーダーシップの発揮

アジア太平洋地域の途上国を中心に、我が国の優れた低炭素技術・公害対策技術の国際展開とそのための基盤づくりを強力に推進する。特に二国間クレジット制度（JCM）については、制度設計の詳細化や先行案件等の実施支援を進めるとともに、JICA等と連携し、ノウハウ・技術、人材、資金等あらゆる面からの支援により、都市・地域や島全体のまるごと低炭素化に向けた取組を進める。

【主な予算措置】 百万円
・（新）循環産業の国際展開に係る海外でのCO_2削減に向けた実証支援事業 150 (0)
・我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業 658 (640)
・し尿処理システム国際普及推進事業費 15 (14)

（3）再エネ・省エネの加速化による低炭素社会の実現

①再生可能エネルギーによる自立・分散型低炭素エネルギー社会の創出

低炭素であるとともに、地域の活力を引き出し防災性の強化ももたらす、再エネを中核とした自立・分散型低炭素エネルギー社会の構築を全国規模で進める。特に平成26年度は、自立・分散型低炭素エネルギーシステムの技術実証、浮体式洋上風力・海洋エネルギー等の先進的技術の実証及び導入拡大等に重点的に取り組む。また、離島における再エネの導入や実証による低炭素離島モデルを確立するとともに、廃棄物分野での低炭素化の全面的な実現に取り組む。さらに、自立・分散型低炭素エネルギー社会の基盤となる取組や技術開発を推進する。

【主な予算措置】 百万円
・廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業 1,095 (818)

②豊かな暮らしの実現に向けた大幅な省エネの推進

少ない資源で豊かな暮らしを実現する低炭素社会を実現するべく、効果的な省エネ対策を実現するためにCO_2排出実態を精緻に把握する。また、大幅な省エネにつながる先進的設備（BAT）の最大限の導入、公共交通ネットワークの再構築や利用者利便の向上に係る面的な取組への支援、交通管制と連携したアイドリングストップの高度化等によるCO_2排出削減等、低炭素社会システムを推進するとともに、大幅な省エネと併せて生活の質を向上させる低炭素ライフスタイルの実証や国民運動等を通じた低炭素ライフスタイルの発信・展開を図る。

【主な予算措置】 百万円
・（新）モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業（国土交通省連携事業） 350 (0)

2．循環型社会の実現

（1）循環型社会を支える処理システムの構築

平成２年度以降にダイオキシン類対策のために整備した一般廃棄物処理施設について、老朽化によるごみ処理能力不足や事故リスク増大といった事態を回避するための適切な更新に加えて、災害に備え防災拠点機能の強化を図るとともに、リサイクルやエネルギー利用による循環型社会構築に寄与できる施設の整備に取り組む。また、循環型社会を支えるシステムとして、公共関与による産業廃棄物処理施設の整備を促進するとともに、浄化槽を活かした効率的な汚水処理の早期整備を行う。

【主な予算措置】 百万円
・循環型社会形成推進交付金（公共）（浄化槽分を除く）（再掲） 44,546 (35,448)
＜うち復興特会計上（＊） 10,231 (8,194) ＞
【25年度補正】（再掲）60,423
・循環型社会形成推進交付金（公共）（浄化槽分）（再掲） 8,421 (8,421)
・廃棄物処理センター等に対する補助事業（公共） 1,022 (994)
【25年度補正】327

（2）「質」にも着目したより高度な循環型社会の実現

①資源の循環利用の高度化に向けた取組

我が国循環産業の国際展開を支援するとともに、国内においてリサイクルに比べ取組の遅れている２Ｒ戦略を総合的に展開していく。また、いわゆる「都市鉱山」と呼ばれている使用済小型電子機器等をリサイクルしてレアメタルや貴金属を回収・資源化する仕組みをさらに推進していくとともに、適正なリサイクルの実施が確保されるよう、廃棄物の不法越境移動の監視等を通じ、取組を強化していく。

【主な予算措置】 百万円
・我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業（再掲） 658 (640)
・（新）循環産業の国際展開に係る海外でのCO_2削減に向けた実証支援事業（再掲） 150 (0)
・し尿処理システム国際普及推進事業費（再掲） 15 (14)
・総合的な２Ｒ戦略の展開（制度化も視野に入れた、総合的な２R戦略策定に向けた調査・検討等） 39 (51)
・レアメタル等を含む小型電子機器等リサイクル推進事業費 401 (453)
【25年度補正】500
・適正なリサイクルの推進と不法越境移動の監視強化 34 (8)

②有害廃棄物等の適正な処理の推進

PCB廃棄物等の有害廃棄物の着実な処理を進めるとともに、水銀条約に対応した水銀廃棄物の処理体制の整備を行う。また、廃棄物等の不法投棄・不適正処理の撲滅に向けた総合的な対策を推進する。

【主な予算措置】 百万円
・PCB廃棄物対策推進費補助金 700 (1,500)
・PCB処理施設整備事業 4,000 (7,025)
・PCB廃棄物適正処理対策推進事業 133 (146)
・水銀条約の批准に必要な環境上適正な水銀廃棄物処理体制の整備等事業 50 (5)
・産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金 206 (200)
【25年度補正】3,055
・産業廃棄物適正処理推進費 29 (34)
・有害性が懸念される廃棄物の適正処理等調査検討事業 29 (22)
・放射性物質汚染廃棄物の適正処理等調査検討事業（＊） 57 (55)
・適正なリサイクルの推進と不法越境移動の監視強化（再掲） 34 (8)

（注）（＊）を付した事業は、東日本大震災復興特別会計において、復興庁一括計上の事業として要求